

第8 「損害保険会社の所得計算等に関する法人税の取扱いについて」通達関係

平成15年12月19日付課法2-24「損害保険会社の所得計算等に関する法人税の取扱いについて」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(契約者配当準備金の意義)</p> <p>20</p> <p>④1</p> <p>2 契約者配当準備金の計算に用いる契約者配当利回りは、損害保険会社が金融庁長官に提出する決算状況表に記載された契約者（社員）配当利回りとする。</p> <p>(損害保険契約に係る負債の利子に準ずるもの)</p> <p>22 法人税法施行令第19条第3項第2号に規定する「前号に掲げる金額に準ずる金額」は、次の(1)、(2)及び(3)に掲げる金額の合計額による。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>	<p>(契約者配当準備金の意義)</p> <p>20</p> <p>④1</p> <p>2 契約者配当準備金の計算に用いる契約者配当利回りは、損害保険会社が内閣総理大臣に提出する「平成10年蔵銀第1445号「資料の提出について」別紙様式1決算状況表の1. 事業概況付表1. 契約者（社員）配当利回り等」に記載された契約者（社員）配当利回りとする。</p> <p>(損害保険契約に係る負債の利子に準ずるもの)</p> <p>22 法人税法施行令第21条第2項第2号に規定する「前号に掲げる金額に準ずる金額」は、次の(1)、(2)及び(3)に掲げる金額の合計額による。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>